

平成29年 港区議会定例会及び予算・決算特別委員会における質問と回答

日付	会議名	回答者	質問内容	回答内容
2月16日	第1回定例会	区長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの整備について (1) 設置の意図について (2) 地域との調和について	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの整備についてのお尋ねです。 まず、児童相談所を(仮称)港区子ども家庭総合支援センターとして設置する意図についてです。児童相談所を中核とした(仮称)港区子ども家庭総合支援センターを整備することによりまして、児童相談所の専門性の高い相談援助と、区が地域の関係機関とともに実施している妊娠期から子育て期、思春期、自立までの支援とを一体化させ、ワンストップで支援を提供してまいります。このことが、基礎自治体である区が児童相談所を設置する大きな意義であると思っております。 この施設では、子育て相談や子育て講座の開催、子育て情報の提供などの子ども・子育て支援と、ひとり親支援やひきこもり相談、DV対策、母子生活支援などの家庭問題への相談支援、そして、児童相談所の専門相談を連携させ、総合的に支援してまいります。本施設の整備により、児童虐待等の発生予防機能と児童と家庭の問題への対応力を一層強化し、区内の全ての子どもと命と権利、未来を守ってまいります。 次に、地域との調和についてのお尋ねです。本施設整備予定地は、商業ビルや中低層のマンションが混在する地域にあり、交通便利性がよく、閑静な場所であることから、どなたも気軽に訪れ、安心して相談やサービスをご利用いただけます。施設整備にあたっては、周辺の街並みに配慮した外観の建物とすることをはじめ、地域の皆さんのご意見を丁寧にお聴きしながら、地域と調和のとれた施設としてまいります。加えて、災害時のための備蓄や福祉避難所としての対応など、災害時に地域を支援する機能を備えた施設として、施設整備計画を策定してまいります。
3月2日	予算特別委員会	子ども家庭支援センター所長	児童相談所について(警察との連携)	重篤な虐待や性的被害に遭った子どもたちを守り、適正に対応するためには、正確な情報を把握すると同時に、子どもが傷ついた体験について説明する負担を最小限にしないことはなりません。 そこで、被害を確認する面接を行うにあたり、特別な研修を受けた専門家と録音・録画設備のある面接室で、司法や警察署と連携した対応を行うことが必要です。これまで幾つかの児童相談所を視察いたしました。被害確認のための専用の設備を備えたところもあり、その有効性についてお聞きしております。 児童相談所設置に向けて、平成29年度は施設整備計画を策定いたします。子どもの権利と心身を守るために必要な施設整備についても、最新の情報をもとに検討を行ってまいります。
3月2日	予算特別委員会	子ども家庭支援センター所長	児童相談所について(一時保護所)	一時保護所は、児童の安全を迅速に確保し適切に保護するため、また、児童の心身の状況や置かれている環境等を把握するための重要な機能です。 一時保護される児童は、親と離れ、初めて出会う異年齢の子どもたちと生活することになります。虐待等で傷ついた体験のある子どもも多く、不安を抱えた子どもたちが心身を休め、落ちついて過ごすための職員体制や施設整備が求められます。 施設整備計画の策定においては、港区の児童相談所にふさわしい施設の規模や設備、間取り、採光、内装などについて、子どもが居心地のよい環境で生活できるよう、既存の一時保護所の視察や専門家からの意見を伺い検討してまいります。
3月2日	予算特別委員会	子ども家庭支援センター所長	児童相談所について(保護者の支援プログラム)	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターでは、保護者を支援するためのプログラムを実施し、保護者同士が悩みを共有しながら、子どもの発達や保護者の役割、子育ての方法を学び、自信をつけていけるように支援し、虐待予防に取り組んでまいります。 現在、東京都の児童相談所では、家族が再び一緒に暮らしていくための援助事業として、ペアレントトレーニングなどを実施しています。子ども家庭支援センターでも、現在、愛育クリニックと連携しまして、臨床心理士による保護者支援プログラムなどを今年度から実施を始めています。 今後とも区内の病院や大学などと連携し、このような保護者支援プログラムを開発し、児童虐待の予防機能の高い児童相談体制を構築してまいります。
3月2日	予算特別委員会	子ども家庭支援センター所長	児童相談所について(職員の育成)	児童相談所には、児童福祉司や保健師、児童心理司、弁護士、医師、看護師などの専門職の配置が必要となります。児童福祉司については、これまでも児童福祉司任用資格の取得、児童相談所への職員派遣、専門研修への参加などに取り組んでまいりましたが、今後とも引き続き取り組んでまいります。 平成29年度は児童心理司育成のため、心理の常勤職員を採用いたします。また、子ども家庭支援センターでは、弁護士や児童精神科医、児童相談所OB、学識経験者などから定期的に指導を受け、専門知識とケースワークについて強化に取り組んでおります。 平成29年度は、児童相談所OBと警視庁OBを非常勤職員として採用し、一層の専門性の強化を図ってまいります。
6月7日	第2回定例会	区長	児童相談所及び(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの整備について	児童相談所及び(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの整備についてのお尋ねです。 区は、平成三十三年四月の本施設開設に向け、現在、施設整備計画の策定に取り組んでおります。幅広い知見を取り入れるため、学識経験者、医師、弁護士、児童相談所長経験者、児童福祉施設長などによる専門部会を本年四月に設置いたしました。また、児童相談所や児童養護施設等の視察により、社会的養護が必要な子どもの状況把握に努め、検討を深めております。区では、今後、専門部会での検討を踏まえ、これまで以上に支援力の高い児童相談体制や、区民が利用しやすい各部屋の機能などを詳細に検討し、平成三十年一月を目途に、施設整備計画を策定してまいります。

9月26日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターのコンセプトについて(検討状況と区に寄せられている情報について)	<p>現在、施設整備計画の策定に向けて検討を進めております。地域の環境や周辺の道路状況、計画地の条件、施設の機能などを確認しながら、建物配置を検討するとともに、整備する予定の児童相談所と子ども家庭支援センターなどの施設について、児童の権利擁護や利用者の安全に配慮した機能と設備、諸室等の確認を行っております。また、特別区においては、一時保護所の相互利用や社会的擁護、人材育成策について、各区の共通課題として検討を行っております。</p> <p>この間、区に寄せられたご期待のメッセージを紹介いたします。青山地域にあっては、こどもの城が懐かしく、ぜひ子どもとともに楽しめる場を設けてほしい。自分が育ったころのような落ち着いた静かな環境をつくってほしい。子どもの新たな文化発信基地であってほしい。児童相談所は本来、養育が困難なときに子どもも親も守り、支援してくれる施設であることをアピールしてほしいなどです。</p>
9月26日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターのコンセプトについて(施設整備のコンセプトについて)	<p>(仮称)港区子ども家庭総合支援センターは、全ての子どもと家庭に寄り合い、さまざまな相談支援を切れ目なく行うための総合支援拠点です。児童相談所の設置にあたり、区は、子育て家庭が楽しく交流できるイベントなど、全ての児童のための支援から、育児不安や家庭の問題に悩んだときの相談、児童相談所の医師や児童福祉司、児童心理司などによる専門相談まで、全てを切れ目なく行うため複合施設として整備することを決定いたしました。子育て中は、取り巻く環境の変化により、喜びや楽しさと不安、心配、いろいろな問題がまざり合って訪れるものです。どのような状況にあっても、それぞれの子どもと家庭にふさわしい支援を丁寧提供していくことを目指しています。</p> <p>所管課では、これまで、石川県金沢市、神奈川県横須賀市、福岡県福岡市、熊本県熊本市、神奈川県横浜市の児童相談所を視察いたしました。それぞれの自治体はその地にふさわしい児童相談行政をつくり上げ、その歴史の積み重ねと経験、専門対応の実績などから学ぶものが非常に多くありました。青山地域は、大通り沿いはファッションブランドや個性的なギャラリー、レストランなどが数多く立地していますが、本計画地はこの大通りを抜け、少し入ったエリアで、住宅が混在し、親子が安全に安心して訪れ、落ち着いて相談支援を利用できる環境です。都心港区において、豊富な子育て支援策を持つ港区の強みを生かしながら、青山地域の環境や雰囲気と調和した施設の整備に取り組んでまいります。</p>
9月27日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターについて(準備・検討状況について)	<p>現在、施設整備計画の策定に取り組んでおりまして、計画地の条件などを確認しながら、整備する予定の児童相談所と子ども家庭支援センターなどの施設について、児童の権利擁護や安全に配慮した施設となるよう確認を行っております。</p> <p>また、専門家からの意見聴取という点についてですけれども、本年4月に学識経験者、医者、弁護士、児童相談所長経験者などによる専門部会を設置いたしました。基礎自治体にふさわしい児童相談体制のあり方や、子育て支援サービスの拡大による虐待予防のあり方、社会的擁護の方向性、児童の権利を擁護する一時保護所運営などについて、これまで4回にわたりご助言をいただいております。</p>
9月27日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターについて(センター開設後の業務について)	<p>基礎自治体である区が児童相談所業務を担うこととなりますので、区を持つ住民基本台帳をはじめ、詳細な地域情報を活用して、子どもと家庭の状況を、今まで以上に迅速、適切に判断することができるようになります。</p> <p>また、区の職員が児童相談所の児童福祉司、いわゆるワーカーなどの専門職につくことになっていきますので、子どもと家庭を取り巻く港区の状況を十分理解した上で、顔が見える関係を築き、区の支援サービスを調整して、問題を丁寧に解決していくことができます。</p> <p>また、特に、先ほどご紹介いただきましたが、年々増加している面前DV問題は、港区においても非常に深刻な問題です。現在、区役所にあります家庭相談センターの保護者支援機能を新たに整備する施設に確保することとなりますので、児童相談所が、面前DVということで子どもについての通告を受け、直接的に対応することと、そして、そのDV問題を抱える保護者に対する専門支援等を同時に実施できるようになります。新たなセンターでは、気軽な相談から専門的な相談まで、全ての利用者に対しまして、今必要とする支援を切れ目なくワンストップで提供し、児童の権利擁護と保護者支援の充実を図ってまいります。</p>
9月27日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターについて(関係機関等の連携について)	<p>区では、これまでも港区要保護児童対策地域協議会として、民生委員・児童委員、学校、保育園、みなと保健所、総合支所、警察、医療機関などが連携して、子どもと家庭を支援してきました。新たな複合施設においても、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所と連携して支援を調整していくこととなります。施設には、地域連携のための会議室なども整備することを今、検討しております。</p> <p>また、児童相談所を設置することとなりますので、保護者や児童に対しての専門的な養育の講座やプログラムをたくさん用意する必要があります。例えば、親子関係を改善するための講座や、子どものために家庭にボランティアを派遣する仕組み、それから、里親のリクルート及び支援活動、そのようなプログラムの準備が必要となっていきます。</p> <p>今後、これらを実現するために、医療機関や大学、そして、NPO、民間団体などとこれまで以上に広い対象と検討を重ねまして、支援力の強化を図ってまいります。</p>

9月27日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターについて(職員配置数について)	<p>昨年改正された児童福祉法を踏まえまして、今、ご紹介があったように、配置標準に沿って計算をしていくこととなります。この配置標準というのは、基礎となるのが人口や、児童相談所が受けた児童虐待対応数ということになります。これをもとに算定式に当てはめまして計算いたしますと、本年の人口と平成28年度の東京都が受けた港区の児童虐待対応件数がもともとなりますけれども、児童福祉司は9名、そのうち2人がスーパーバイザーです。児童心理司はこの半分という規定になっていますので5名、そのうち1名がスーパーバイザーです。医師または保健師は、1名以上配置するとされています。</p> <p>また、子ども家庭支援センターについても、厚生労働省の市町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱というのが発せられまして、算定式が規定されています。現在の人口と、こちらは区の虐待対応件数をもとに試算いたしますけれども、14人となります。ですので、これを両方足し合わせまして、約30人となります。</p> <p>このほかに、実際には、児童相談所の事務職員や、弁護士の配置も新たに法規定となりましたので弁護士、それから一時保護所の職員、子ども家庭支援センターには地域連携や事務を担当する職員などの配置が必要となってまいります。</p>
9月27日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターについて(職員の確保育成について)	<p>児童福祉司につきましては、さまざま、児童福祉司になるための指定の講習会を受けるなど、資格の認定に時間がかかります。例えば、保育士や教員、保健師などの資格を持って、国の指定機関で一定期間相談援助業務に従事した職員が講習会を受けまして、さらに児童相談所で勤務することにより、初めて児童福祉司と名乗れるようになります。</p> <p>できるだけ多くの児童福祉司を、港区の児童相談所開設前に東京都その他の児童相談所に派遣しまして、技能を身につけてきてもらいたいと考えております。港区では、既に4名の職員を派遣しております。児童心理司については、心理の資格を持つ職員を今年度2名、子ども家庭支援センターに採用しております。今後、さらに必要数を採用いたしまして、児童相談所にやはり派遣して、準備していきたいと思っております。</p> <p>そのほか、一時保護所職員など、いずれの専門職についても育成には年数が必要でありまして、また、多くの特別区が同時期に児童相談所の設置を現在希望しているため、研修先を幅広く想定しておく必要があります。全ての職種について、計画的に人員を確保し、育成してまいります。</p>
11月29日	第4回定例会	区長	子ども・子育て支援について((仮称)港区子ども家庭総合支援センターについて)	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターについてのお尋ねです。区は、基礎自治体として、妊娠期から子育て期、思春期、成人としての自立まで、児童の成長発達に寄り添い、医療機関、民生委員、児童委員など地域の関係機関と連携して、児童と家庭を支援しております。(仮称)港区子ども家庭総合支援センターでは、子ども家庭支援センターが中心となり、問題をいち早く捉えて支援を提供し、必要に応じて、児童相談所や母子生活支援施設が、医師や児童心理司、母子支援員等による専門的援助や保護を行います。子どもと家庭の状況の変化に合わせ、複合施設が連携することにより、切れ目なく効果的に支援をしてまいります。